



令和8年度 TIB オープンイノベーション導入・促進
プログラム実施事業者 公募要項

令和8年6月

東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課

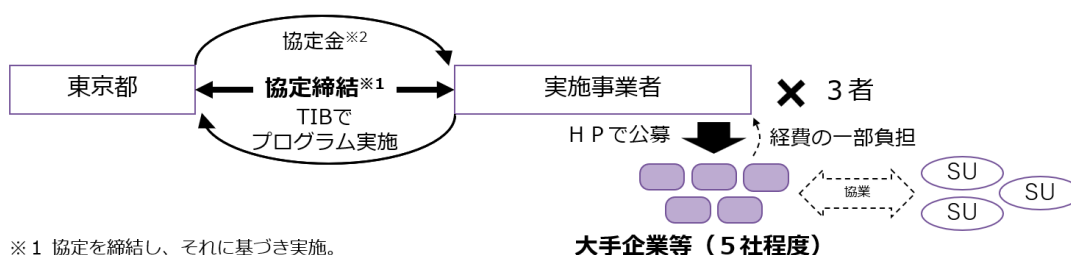
1. 目的

東京都は、Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP に基づく取組として、東京からイノベーションを巻き起こすことを目指し、スタートアップの一大支援拠点「Tokyo Innovation Base」（以下、「TIB」という。）を運営している。TIB では、大手企業等による効果的なオープンイノベーションを後押しし、多くの“スタートアップのファーストカスタマー”が生み出されることを目指す、TIB オープンイノベーション導入・促進プログラム（以下、「本プログラム」という。）を、令和6年度から実施している。このプログラムはアクセラレータ3者（予定）を選定し、各々の持ち味を活かした支援を通じて、これからオープンイノベーションに取り組もうとする大手企業等の活動を後押しするものである。

2. 事業概要

- (1) 都が本プログラムの実施事業者（以下、「実施事業者」といいます。）3者（予定）を公募・採択し、各事業者と協定を締結する。
- (2) 採択にあたっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。
- (3) 実施事業者は、2027年3月までの間に、5社程度の大手企業等に対して、TIBを活用してオープンイノベーションの導入や促進を後押しするプログラムを実施することで、大手企業等とスタートアップとの協業を促す。
- (4) 本プログラム事業者に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及びKPIを設定し、そのKPIの達成度合いに応じて、都から協定金の支払いを受ける。
- (5) 協定金の算定にあたっては、外部有識者を含む評価委員会により達成状況等の評価を行う。

【事業スキーム図】



※1 協定を締結し、それに基づき実施。

※2 採択1者あたり1,300万円
（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を上限とする。

3. 実施事業者の公募

(1) 本プログラム実施事業のテーマ設定

プログラム実施事業者は、提案時に、大手企業等がスタートアップとの協業を行うことを目的としたプログラムのテーマを自由に設定する。

<テーマのイメージ>

- ・本業シナジーコース
- ・アセット活用コース
- ・新規事業採択コース 等

(2) 実施事業者の要件

実施事業者は、事業の対象となる大手企業等のニーズに即して事業者自身が有する強みを生かしたプログラムの実施に取り組む必要があることから、その要件は以下のとおりである。

- (ア) 東京都のスタートアップ戦略や TIB の理念を理解し、東京・日本のスタートアップ・エコシステムを東京都や他の事業者と連携して、発展させる意欲を有する。
- (イ) 事業者自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを活かし、大手企業等がスタートアップと協業するために必要な支援を提供する事業推進力を有する。
- (ウ) 大手企業等がオープンイノベーションを導入・促進する際の組織・経営面等における課題についての理解力を有する。
- (エ) 大手企業等との協業が見込めるスタートアップのネットワークや支援の実績を有する。
- (オ) 本プログラム終了後も、必要に応じて、対象となる大手企業等が具体的な事業化に至る際のサポートサービス（自社事業を含める）を提供できる。
- (カ) 本プログラム終了後も、下記（3）（カ）に記載する「SusHi Tech Tokyo 2027 への参加に向けた調整」に協力する。
- (キ) 事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都との連絡調整を円滑に行うマネジメント力を有する。
- (ク) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、都より公表される可能性があることについて承知するものであること。
- (ケ) 都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のためにご協力いただく場合があることについて承知するものであること。
- (コ) 本プログラムの実施にあたって提供いただく個人情報や機密を含む情報について、都内（守秘義務を課した外部審査員を含む）で共有されることについて、承諾を行うものであること。

(3) 実施事業者の役割

(ア) 対象企業の募集・選定

各プログラム実施事業者は、ターゲットとなる大手企業等を公募し、協定書締結後、5社程度選定する。公募時期は3者（予定）一斉に開始することを想定している。

また、対象企業の募集を行う際に、都が大手企業向けの合同オンライン説明会を開催する。プログラム実施事業者は、オープンイノベーションの必要性や有意性について、本説明会の参加者に対して説明する等の協力を行うこと。なお、本説明会の役割分担については都の指示に従うこと。

(イ) 対象企業に提供するプログラム

各プログラム実施事業者は、選定した大手企業等（以下「対象企業」という。）が、スタートアップとの協業を開始することを目的として、次の（ウ）から（エ）のプログラムを実施する。

(ウ) トレーニング

各プログラム実施事業者は、対象企業の役職員（1名程度）に対して、TIBを活用し、上記（1）で設定したテーマに沿ったトレーニングを、下記（4）（イ）で定めるプログラム実施期間中に実施する。

トレーニングは、講義（1回）、ワークショップ（2回以上）を交え、対象者が3回以上参加する内容とする。具体的なトレーニングの内容は提案によるものとする。

ワークショップは、次を目的としたものを含めることで2回以上とすること。

- ・スタートアップとの協業企画案の作成（1回以上）
- ・スタートアップとの協業企画案のブラッシュアップ（1回以上）※

※ 協業候補先スタートアップの紹介を行った際に検出された課題を踏まえたブラッシュアップに関する指導を含めること。

(エ) 個別相談・マッチング支援

各プログラム実施事業者は協定期間中に、対象企業に対し、「スタートアップとの協業企画案の策定に関する助言」や「協業候補先スタートアップの紹介」などの個別相談・マッチング支援を行う。

なお、マッチング先とするスタートアップは、東京に事業所を持つスタートアップが最も望ましく、次いで、日本国内に事業所を持つスタートアップが望ましい。

<（ウ）（エ）の流れのイメージ>



(オ) 交流促進イベント

各プログラム実施事業者は、プログラム実施事業者3者（予定）の対象企業の交流を目的とした「合同キックオフ（9月下旬頃）」、「合同リバースピーチ（11月下旬頃）」、「合同成果報告会（3月上旬頃）」をプログラム実施事業者3者（予定）で連携して実施する。

なお、イベント毎におけるプログラム実施事業者が担う役割の分担については関係者との協議を行った上で、東京都が決定する。

実施に関する事項は次の通り

- ・ 実施日時は協議の上で、都が決定する。
- ・ 実施場所は TIB とする。
- ・ プログラム実施事業者は、募集ホームページの作成（Peatix を想定）、参加者の募集活動（プログラム実施事業者のホームページや SNS での告知を想定）、会場設営、当日の受付、司会・進行及びスライド投影など、当日のコメンテーターとしての役割、イベント運営に必要な業務を担当する。
また、ネットワーキングの活性化を目的に、参加者向けに飲料（コーヒーなど）及び軽食（サンドイッチなど）の用意を担当する。
- ・ 実施内容の想定は以下の通りであり、実際の実施内容は協議の上で、都が決定する。
 - 東京都からの挨拶
 - 対象企業による取組内容の発表・成果等の報告
 - 過年度対象企業による取組内容の発表・成果等の報告
 - ※ 過年度対象企業からの登壇希望があった場合に実施
 - 過年度対象企業向けの無料個別相談の実施
 - ※ 過年度対象企業の参加及び登壇を促進する取組として、プログラム実施事業者は、イベント当日に「無料の個別相談」の機会を提供し、スタート

アップの紹介などの支援を行う。

○参加企業及び東京都関係者による集合写真撮影

○ネットワーキング

○その他、対象企業及び過年度対象企業の参加や交流を促すコンテンツ

- ・ 「合同リバースピッチ」を開催する際は、プログラム実施事業者ごとに5社以上のスタートアップの参加を目指し、参加者の募集活動を行うこと。なお、本イベントは、対象企業が登壇してリバースピッチを行い、観覧者等としてスタートアップが参加することを想定している。

(カ) SusHi Tech Tokyo 2027 への参加に向けた調整

各プログラム実施事業者は、以下の(5)⑩で定める、「SusHi Tech Tokyo 2027」に対象企業が参画するための調整を、都と連携して実施すること。

(キ) 事業報告及び KPI 達成状況等の報告

各プログラム実施事業者は、事業実施後に事業報告及び各 KPI の達成状況について、都に報告すること。その際、KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料を都に提出すること。

事業実施期間中についても、都の求めに応じて進捗状況を報告すること。

(4) 実施期間

(ア) 企業選定期間

協定締結日(2026年7月中旬)から4週間程度

(イ) 本プログラム実施期間

対象企業の決定日(2026年9月中旬)から最長2027年3月31日まで

※上記期間中に期間を定めて実施すること。

(5) 対象企業の選定要件

実施事業者が定める対象企業の選定方針について、少なくとも以下の要件を備えたものとする。

- ① 東京都内において事業展開を行っていること、又は行おうとしていること。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - ウ) 民法第90条に定める公序良俗に反しない事業及び企業体であること。
- ③ 本プログラムの支援を必要としており、本プログラムの目的達成のために適当な事業者であること。
- ④ 本プログラム参加のための十分な体制を確保すること。また、実施事業者及び都との密な連携体制を確保すること。
- ⑤ 本プログラムの応募及び参加にあたって提供いただく個人情報や機密を含む情報について、実施事業者及び都(守秘義務を課した外部審査員を含む)に共有される

ことについて、承諾を行うものであること。

- ⑥ 本プログラムの趣旨を理解し、実施期間中、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示すこと。
- ⑦ 各社 10 万円未満の参加料を収納できる企業であること。なお、実施事業者は、徴収した参加料を本プログラムの実施費用に充てること。
- ⑧ 本プログラムの内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、都より公表される可能性があることについて了承を行うものであること。また、本プログラムに参加した対象企業の企業名は、公表可能な情報となることについて承諾を行うものであること。
- ⑨ 都が企画するイベントである「合同キックオフ（9 月下旬頃）」、「合同リバースピーチ（11 月下旬頃）」、「合同成果報告会（3 月上旬頃）」に関して、コンテンツ制作への協力や、当日における現地での登壇・人員配置等について、承諾を行うものであること。
- ⑩ 2027 年 5 月 20 日から 22 日に東京ビッグサイトにて実施される「SusHi Tech Tokyo 2027」における本プログラムの成果発表に関して、コンテンツ制作への協力や、当日における現地での登壇・人員配置等について、承諾を行うものであること。なお、登壇等における言語は英語となる場合もある。

なお、出展費用（出展費、設営費、製作費等）は東京都が負担するが、交通費や人件費等については対象企業の負担とする。

<対象企業が参画する成果発表の想定>

以下は想定であり変更となる可能性がある。

- ・リバースピーチの実施（原則として英語で実施するものとし、登壇者についてはジェンダーバランスに配慮する。投影スライドの制作・提供に協力する）
- ・ポスター等の展示（必要な画像、ロゴのデータ、テキスト等の素材の提供など制作に協力する）
- ・その他、東京都が企画した成果発表に関するコンテンツ

- ⑪ アクセラレータ、東京都の行うオープンイノベーションに係る運営事務局や支援提供者などのオープンイノベーションの先導者又はオープンイノベーション先駆者として一般的に看做される法人ではないこと。
- ⑫ 創業 10 年未満の法人など、スタートアップとして一般的に看做される法人ではないこと。
- ⑬ 過年度において、本事業の対象企業となったことのある法人ではないこと。

【留意事項】

実施事業者と以下①から④に該当する関係にある会社等は、原則として、対象企業に選定しない。

- ① 次のいずれかに該当する資本関係にある。
 - ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する規定する子会社等）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等）の関係にある場合
 - イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 次のいずれかに該当する人的関係にある。
 - ア) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社等が、他方の会社等の管財人（民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人）を現に兼ねている場合
 - ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 出資比率が 50%を超えている。
- ④ 支配従属関係にある。

4. 東京都と実施事業者との連携

(1) 公募・審査

都は、「5. (1) 応募要件」を満たす事業者の提案内容を選定委員会により審査し、採択を行う。

(2) 協定の締結

都は、採択した実施事業者と採択期間中の連携内容等を規定する協定を締結する（別紙参照）。

(3) 都の実施事業者に対する支援等の内容

(ア) 協定金の支払い

都は、KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、協定金として協定金見積額（以下「基準額」という。）及び成果報酬額の支払いを行う。

なお、KPI の達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。

※ 詳細については、別紙 1 「TIB オープンイノベーション導入・促進プログラム 実施事業者への協定金支払いに係る評価方法及び KPI の説明」参照すること。

① 基準額

応募時に都及び実施事業者が設定する KPI 項目（※）ごとの経費となる。この経費は、KPI 項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI 項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。

なお、基準額の上限は、1,100 万円とする。

※ KPI 項目を設定する際には、定量的かつ検証可能な指標を提案すること。

② 成果報酬額

評価委員会による事業全体の評価に応じ、上記基準額に上乘せして支払われる金額となる。

なお、基準額と成果報酬額を合わせて、上限 1,300 万円を支払う。

③支払時期

原則として、事業終了（2027 年 3 月 31 日）後、都より審査を経て一括払いにより支払う。

(イ)その他

本プログラム実施にあたっては、東京都と調整の上、TIB を会場として利用する。ただし、TIB の会場確保が困難でありオンライン方式の講義を行う場合など、特別な事情がある場合はこの限りでない。

5. 実施事業者の応募方法

(1) 応募要件

以下の（ア）～（オ）の要件を満たす者を応募対象とする。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能であるが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をすること（採択後、連携した複数事業者と協定を締結するが、協定金は代表事業者に支払う。）。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- ① 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- ② 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ③ 国立大学法人、公立大学法人、学校法人
- ④ 国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関
- ⑤ その他東京都が認める者

(イ) 次のいずれにも該当していないこと。

- ① 破産手続開始の申し立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生じていること。
- ② 法人事業税等を滞納していること。
- ③ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、または将来において行うおそれがあること。
- ④ 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（暴力団排除条例（平成 23 年条例 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力団員等が介入していること。

- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないとは判断されるものであること。
- ⑥ 政治活動、選挙活動、または、宗教活動を目的とする法人であること。
- ⑦ 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。

(ウ)機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

(エ)大手企業等のオープンイノベーションの導入やその支援に関する豊富な実績を有していること。

(オ)その他、上記 3（2）に記載する要件を有すること。

(2) 募集受付期間

2026 年 6 月 3 日（水）から同年 6 月 17 日（水）17 時まで

(3) 質問の受付

本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールで受け付ける。

（締め切り：2026 年 6 月 9 日（火））

メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

なお、応募状況や審査内容に関する質問については、答えられない。

(4) 応募様式提出前の意向表明

応募する意向がある事業者は、2025 年 6 月 11 日（木）17 時までに意向表明届を電子メールで提出する。

なお、意向表明届は事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、意向表明後の応募辞退を妨げない。

(5) 応募様式の提出

下表で指定する応募書類の電子データを「9. 申込・問い合わせ先」担当宛にメールで送付する（合計データ容量を 10MB 未満とすること）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDF ファイルにて送付する（紙の提出は不要）。

なお、応募書類の提出後、2 日（土日祝日除く）経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「9. 申込・問い合わせ先」まで電話にて連絡すること（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください）。

No	書類	分類	提出形式
1	企画書（注 1）	必須	PDF
2	応募フォーム	必須	Excel
3	様式 1 KPI 設定説明書	必須	Excel
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF
5	直近 2 期の財務諸表（B/S、P/L、CF 計算書）	必須	PDF

※税務署に提出した決算報告書一式	(注2)
------------------	------

※複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ずつけること。

注1：企画書はプレゼンテーション審査にて使用する想定

注2：都の入札参加資格を有する事業者は不要

6. 審査の流れ

(1) 審査方法

有識者等で構成される審査会において、書類審査及びプレゼンテーション審査の二段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、6月下旬にオンラインで行う。詳細は、応募者に別途連絡する。

(2) 審査基準

以下の基準 No.1～10 に基づき、点数は合計 100 点満点で審査を行う。

No	項目 (タイトル)	評価のポイント (企画書に記載して頂きたい事項)
1	企業情報 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容 ・ 財務情報 ・ 大手企業等のオープンイノベーションの導入やその支援に関する業務実績 等
2	事業への理解 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都の Global Innovation Strategy 2.0 や TIB の理念及びそれを踏まえた本プログラムの趣旨を理解しているか ・ 大手企業等のオープンイノベーション導入・促進における現状・課題を理解しているか
3	事業計画 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム実施にあたり具体的かつ実効性の高い計画か ・ 都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか
4	実施体制 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大手企業等のオープンイノベーションを導入・促進するにあたり必要な知見を提供できる十分な体制を自社又は連携する事業者等により構築しているか ・ プログラムを円滑に進めるマネジメント力を有しているか

5	対象企業選定の方針 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> 各プランのターゲットに即した選定方針になっているか スタートアップとの協業を実現できる大手企業等を選定できる方針となっているか 10万円未満の参加料を徴収する方針となっているか
6	テーマやトレーニング内容、個別相談体制の妥当性 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> テーマや、トレーニング内容、個別相談の体制が、大手企業等がスタートアップとの協業を促進するうえで、適切なものとなっているか TIB が大手企業等やスタートアップが集う場となるよう、TIB を活用する予定か 本プログラムの終了後も対象企業へのサポートを継続して行うことができるか スタートアップ・エコシステムの関係者や専門家等と連携したプログラムになっているか
7	交流促進イベントにおけるコンテンツの提案 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> 交流促進イベントにおけるコンテンツの提案が、対象企業及び過年度対象企業の参加や交流を促す内容となっているか
8	KPI 設定の妥当性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> 各 KPI 項目の目標値・基準額の設定理由、背景等の妥当性 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか

(3) 採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、高い得点を得た応募者上位3者(予定)を採択する。

採択決定者には、7月上旬に結果を通知する。

7. 留意事項

- (1) 実施事業者は、支援の実施にあたり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要がある。
- (2) 応募に要する費用について、都は負担しない。
- (3) 応募様式等は日本語で記載すること。
- (4) 以下の場合には審査対象外とする場合がある。
 - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合

- ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他都に対して虚偽の申告を行った場合
 - ・ 出資関係にある企業やグループ企業等の特定の企業群の利益のみを図る事業内容とした場合
- (5) 応募にあたって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都として適切に取り扱うとともに、守秘義務を課した外部審査員に必要な範囲で共有される。個人情報や機密を含む情報は、事前の承認なく第三者に提供することはない。
- (6) 申込フォームに記載された参加企業の社名、個人名、メールアドレスおよび電話番号については、東京都および SusHi Tech Tokyo 実行委員会に共有される。

8. 関係資料

- ・ Global Innovation Strategy 2.0
<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/strategy>
- ・ Tokyo Innovation Base ホームページ
<https://tib.metro.tokyo.lg.jp>

9. 申込・問い合わせ先

東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階北側
電話番号：03-5388-2106
メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

企画書について

(1) 企画書に盛り込むべき内容

企画書は、以下の項目をタイトルとして章立てしたうえで、作成すること。

(項目の順番は、以下の通りとすること)。

No	項目 (タイトル)	評価のポイント (企画書に記載して頂きたい事項)
1	企業情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容 ・ 財務情報 ・ 大手企業等のオープンイノベーションの導入やその支援に関する業務実績 等
2	事業への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都の Global Innovation Strategy 2.0 や TIB の理念及びそれを踏まえた本プログラムの趣旨を理解しているか ・ 大手企業等のオープンイノベーション導入・促進における現状・課題を理解しているか
3	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム実施にあたり具体的かつ実効性の高い計画か ・ 都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか
4	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大手企業等のオープンイノベーションを導入・促進するにあたり必要な知見を提供できる十分な体制を自社又は連携する事業者等により構築しているか ・ プログラムを円滑に進めるマネジメント力を有しているか
5	対象企業選定の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各プランのターゲットに即した選定方針になっているか ・ スタートアップとの協業を実現できる大手企業等を選定できる方針となっているか ・ 10万円未満の参加料を徴収する方針となっているか
6	テーマやトレーニング内容、個別相談体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ テーマや、トレーニング内容、個別相談の体制が、大手企業等がスタートアップとの

		<p>協業を促進するうえで、適切なものとなっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TIB が大手企業等やスタートアップが集う場となるよう、TIB を活用する予定か ・ 本プログラムの終了後も対象企業へのサポートを継続して行うことができるか ・ スタートアップ・エコシステムの関係者や専門家等と連携したプログラムになっているか
7	交流促進イベントにおけるコンテンツの提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流促進イベントにおけるコンテンツの提案が、対象企業及び過年度対象企業の参加や交流を促す内容となっているか
8	KPI 設定の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各 KPI 項目の目標値・基準額の設定理由、背景等の妥当性 ・ 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか

(2) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4 横で作成すること。

都が A4 横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。

ただし、応募書類送付時には PDF 形式として送付すること。

(3) 留意事項

(ア) 企画書には、応募者の会社名や役職員の個人名など、応募者を特定できる情報を記載しないようにすること。

(イ) 企画書は表紙・概要・目次・中扉を除いて 20 頁以内とすること。

(ウ) 表紙には、表題として「TIB オープンイノベーション導入・促進プログラム実施事業者 企画書」と記載すること。

(エ) 表紙の次に、提案事項の全体をまとめた概要を 2 頁以内で記載すること。

(オ) 概要の次に、目次を記載すること。

(カ) 目次の次に、企画書の本文を記載すること。

(キ) 企画書の本文は、(1) で指定するタイトル毎に章立てしたうえで作成すること。

(ク) 各章を開始するにあたり、中扉を作成すること。

(ケ) 各章のページの冒頭 (中扉の次のページの冒頭) で、50~100 文字程度のサマリー文を記載すること。これらは、採択時に公表されても問題ないものとする。

(コ) 各ページに、ページ番号を記載すること。

- (サ)各ページ右肩に、(1)で指定する各タイトルを記述すること。
- (シ)フォントは自由とするが企画書の記載は10ポイント以上とすること(附属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない)。
- (ス)使用する言語は日本語とする。